

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案の概要

令和 8 年 6 月
環境省大臣官房環境影響評価課

1. 背景

2025 年 12 月の「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」において決定された「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」において、環境影響評価に関しては、「環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る」等とされている。

このような経緯を受けて、2026 年 1 月から「太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会」において、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の対象となる太陽光発電事業の規模等について議論を行ってきた。

当該検討会での議論の内容等を踏まえて、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」を検討している。

2. 改正の内容

○太陽電池発電事業の規模要件の見直し（本政令案本則）

太陽電池発電事業について、法第 2 条第 2 項に規定する第一種事業の規模に係る要件は、現行の環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号。以下「令」という。）第 1 条及び別表第 1 において

- ・出力が 4 万キロワット以上 である太陽電池発電所の設置の工事の事業
- ・出力が 4 万キロワット以上 である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

とされているところ、

- ・出力が 2 万キロワット以上 である太陽電池発電所の設置の工事の事業
- ・出力が 2 万キロワット以上 である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

とする。

また、太陽電池発電事業に係る第二種事業の規模に係る要件は、令第 7 条及び別表第 1 において

- ・出力が 3 万キロワット以上 4 万キロワット未満 である太陽電池発電所の設置の工事の事業
- ・出力が 3 万キロワット以上 4 万キロワット未満 である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

とされているところ、これを改正し、

- ・出力が 1 万 5000 キロワット以上 2 万キロワット未満 である太陽電池発電所の設置の工事の事業
- ・出力が 1 万 5000 キロワット以上 2 万キロワット未満 である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業

とすることとしたい。

○経過措置（本政令案附則第 2 項）

現行の第二種事業のうち、本政令案の施行により第一種事業に該当することとなる太陽電池発電事業については、既に環境影響評価法に基づく手続を開始していれば、本政令の施行日以後も引き続き第二種事業として手続を行う。

3. 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日予定